



(免許証の再交付の申請手続)  
第四条の二 令第九条第二項の申請書には、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十條の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)を添えなければならない。

(診療放射線技師法施行規則の一部改正)  
第三条 診療放射線技師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十三号)の一部を次のように改正する。  
第一条の三第二項第一号を次のように改める。

一 戸籍の謄本又は抄本(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三條第二項及び第四條の二第二項において同じ。)、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。

第三条第二項中「抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第一条の四第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類とする。)」を加える。  
第四条の二に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

第五条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。  
2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十條の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)を添えなければならない。

第五条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。  
2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十條の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)を添えなければならない。

(保健師助産師看護師法施行規則の一部改正)  
第四条 保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)の一部を次のように改正する。  
第一条の三第二項第四号中「戸籍抄本」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五條及び第五條の三において同じ。)、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。

第五条中「戸籍抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同条第一項、第二項又は第三項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同条第一項、第二項又は第三項の申請の事由を証する書類とする。)」を加える。  
第五条の二に次の二条を加える。

第五條の二の次に次の二条を加える。  
(免許証の書換交付の申請書に添付する書類)  
第五條の三 令第六條第三項の免許証の書換交付の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項又は第二項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同条第一項又は第二項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

第五條の二の次に次の一項を加える。  
2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

(免許証の再交付の申請書に添付する書類)  
第五條の四 令第七條第四項の免許証の再交付の申請書には、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十條の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)を添えなければならない。

(歯科技工士法施行規則の一部改正)  
第五條 歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。  
第一条の三第二項第二号を次のように改める。

二 戸籍の謄本又は抄本(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三條第二項及び第四條の二第二項において同じ。)、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。

第三条第二項中「抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)」を加える。  
第四条の二に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

第四條の三 中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。  
2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十條の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)を添えなければならない。

第四條の三 中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。  
2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十條の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)を添えなければならない。

(臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部改正)  
第六條 臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十四号)の一部を次のように改正する。  
第一条の四第二項第一号中「抄本」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第二條の二第二項及び第三條の二第二項において同じ。)、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。

第二条の二第二項中「抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)」を加える。  
第三条の二に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

第五條の二の次に次の一項を加える。  
2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

第三条の三中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限り。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し)を添えなければならない。

(薬剤師法施行規則の一部改正)  
第七条 薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「抄本」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。)、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

第五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

第六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限り。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)を添えなければならない。

(理学療法士及び作業療法士法施行規則の一部改正)  
第八条 理学療法士及び作業療法士法施行規則(昭和四十年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項第一号中「抄本」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。)、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。

第三条第一項中「第三条第一項」を「第三条第二項」に改め、同条第二項中「抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)」を加える。

第五条に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限り。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)を添えなければならない。

(視能訓練士法施行規則の一部改正)  
第九条 視能訓練士法施行規則(昭和四十六年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「当たつて」を「当たつて」に改める。  
第一条の二中「行つた」を「行つた」に改める。  
第一条の三第二項第一号中「抄本」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。)、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。

第三条第一項中「第三条第一項」を「第三条第二項」に改め、同条第二項中「抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)」を加える。

第五条に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限り。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)を添えなければならない。

(臨床工学技士法施行規則の一部改正)  
第十条 臨床工学技士法施行規則(昭和六十三年厚生省令第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「当たつて」を「当たつて」に改める。  
第一条の三第二項第一号中「抄本」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。第三条第二項及び第六条第二項において同じ。)、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。

第三条第二項中「抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)」を加える。

第六条第二項中「免許証」の下に「及び戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)」を加える。

第六条第二項中「免許証」の下に「及び戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)」を加える。

第七條第二項中「申請書」の下に「戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十條の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限り、）（出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し）を添え、これ」を加える。  
 （義務教育法施行規則の一部改正）  
 第十一條 義務教育法施行規則（昭和六十三年厚生省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一條の三第二項第一号中「抄本」の下に「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九條の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り、）第三條第二項及び第六條第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。

○厚生労働省令第三号  
 労働災害防止団体系法（昭和三十九年法律第一百八十八号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の規定に基づき、労働災害防止団体系法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成二十五年一月九日

労働災害防止団体系法施行規則等の一部を改正する省令  
 （労働災害防止団体系法施行規則の一部改正）  
 第一條 労働災害防止団体系法施行規則（昭和三十九年労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一條第一号中「卒業した者」の下に「（独立行政法人大学評価・学位授与機構（次條第二号において「機構」という。）により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限り、）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加える。  
 第二條第二号中「卒業した者」の下に「（機構により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限り、）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加える。  
 第十二條中「様式第二十一号の二」を「様式第二十一号の二の二」に改める。  
 （労働安全衛生規則の一部改正）  
 第二條 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。  
 第五條第一号イを次のように改める。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）における理系系統の正規の課程を修めた者（独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「大学評価・学位授与機構」という。）に

第三條第二項中「抄本」の下に「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。」を加える。  
 第六條第二項中「免許証」の下に「及び戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）」を加える。

第七條第二項中「申請書」の下に「戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七條第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り、）（出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し）を添え、これ」を加える。  
 （義務教育法施行規則の一部改正）  
 第十一條 義務教育法施行規則（昭和六十三年厚生省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一條の三第二項第一号中「抄本」の下に「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九條の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り、）第三條第二項及び第六條第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。

この省令は、公布の日から施行する。  
 附則  
 厚生労働大臣 田村 憲久

労働災害防止団体系法（昭和三十九年法律第一百八十八号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の規定に基づき、労働災害防止団体系法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成二十五年一月九日

より学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限り、）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）第十八條の四第一号において同じ。）で、その後二年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。  
 第十八條の七第一号中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）別表第五第一号の表及び別表第五第一号の二の表において同じ。）」を加え、同條第二号中「卒業した者」の下に「（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五百五十條に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）別表第五第一号の表及び第一号の二の表において同じ。）」を加える。  
 第四十二條第一項中「職業能力開発促進法」の下に「（昭和四十四年法律第六十四号）」を加える。  
 第六十六條に次の一号を加える。  
 三 免許を受けた者から当該免許の取消しの申請があつたとき。  
 第六十七條の次に次の一号を加える。  
 （免許の取消しの申請手続）  
 第六十七條の二 免許を受けた者は、当該免許の取消しの申請をしようとするときは、免許取消申請書（様式第十三号）を免許証の交付を受けた都道府県労働局長又はその者の住所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

第六十七條の三 第二項第一号イ中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限り、）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加え、同條第二号中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限り、）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加え、同條第三号中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を専攻した者に限り、）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加え、同條第四号中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を専攻した者に限り、）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加え、同條第五号中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を専攻した者に限り、）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加える。

別表第六乾燥設備作業主任者技能講習の項受講資格の欄第二号及びコンクリート破砕器作業主任者技能講習の項中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限り、）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加え、同表地山の掘削及び土止め支保工作作業主任者技能講習の項中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限り、）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加え、同表第二号及び第三号の欄中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を専攻した者に限り、）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加え、同表第三号の欄中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を専攻した者に限り、）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加える。

別表第九第九條の二第一号に掲げる仕事及び第九十條第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダム建設の仕事を除く。）の項中「課程を修めて卒業し」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限り、）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加える。  
 次項第一号イ（1）において同じ。）を加える。